

## 支援する会ニュース

「年金引き下げ違憲訴訟を支援する大阪の会」

支援する会事務局  
第19号

2017. 11. 29

〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館6階 TEL06-6354-7207 FAX06-6354-7746

「市民」同士の対立と分断超え、国民運動に!

## 年金裁判勝利へ 学習決起集会開く



運動の提起をする勝井書記次長

井口克郎・神戸大学大学院准教授

社会保障制度改革の  
現状と憲法

神戸大学発達科学部の井口克郎准教授は、「社会保障制度改革」について講演しました。

井口先生は、日本における社会保障の変遷、とくに1990年代以降、急激に強められた保守政権の自由主義・「構造改革」政策の結果、社会保障分野で生活保護、年金、医療、介護、障害者福祉の多方面で給付水準の抑制、引き下げ、利用者負担増が進められてきたこと。グローバル化

大阪ではこれまで9回の口頭弁論が開かれ、18人の原告と5人の弁護士が意見陳述を行いました。年金裁判は、いよいよ憲法と社会保障のあり方が問われる山場にさしかかってきました。2018年1月24日(水)の第10回裁判が決まっていますが、さらなる運動の飛躍をめざし、11月21日「年金裁判学習決起集会」をエル・おおさか南館で開催。原告はじめ、本部・支部役員など150人の参加者が、講師の話や運動の提起に耳を傾け議論し、知を力に年金問題を広く国民の中に浸透させていくことを確認しました。

する世界の中で日本でも、様々な国民分断策が行われており、雇用における競争と対立を激化させながら、弱者への攻撃が行われていると指摘。

井口先生は、どのように闘うかという課題について、「市民同士の対立と分断を乗り越える幅広い運動を進めてほしい」と結びました。

喜田弁護士による弁護団報告(関連2面)につづいて、勝井書記次長が「年金裁判運動の飛躍をめざす」運動提起を行いました。

## 年金者組合の存在感示す裁判

年金裁判が全国44都道府県、原告4863人、約300人の弁護団によって、史上最大の社会保障裁判としてたたかわれていること。年金者組合がマスコミに取り上げられる

機会が増え、社会的注目を浴びていること、いよいよ裁判は立証活動(証拠調べ)に入っていくことなどを報告。

裁判運動の飛躍をめざし、学習・宣伝活動と署名の推進、支援する会の拡大、自治体・地方議会への要請活動、秋の仲間増やしの取り組みなどを提起しました。

## 2018年金フェスタ

日時 2月10日(土)  
午後1時~4時

会場 東成区民センター

★年金者組合の存在と年金裁判を上げる大きなチャンスです。多くの組合員や家族・市民に参加を上げましょう。

★なお、雨で中止になった10月の「年金フェスタ」協力券は、当日の福引き引換券になりますので、必ずご持参ください。

## 第10回年金裁判

★報告集会はグリーン会館

■2018年1月24日(水) 午後3時00分~

■大阪地方裁判所 202号法廷

# 世代間を超えた運動の取り組みを!

裁判の争点などを報告する喜田弁護士



## 年金裁判の主な争点

### 私たちの主な主張

#### (1) 憲法25条違反

・国民年金法第1条は「日本国憲法25条第2項に規定する理念に基づき…」となっている。つまり国民年金制度は、国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障すると同時に、向上および増進を目的としているがこれに違反している。

・高齢者が生活保護制度を使わずとも、年金によって健康で文化的な最低限度の生活を越える生活を送ることを保障しようとするものであるにもかかわらず、実態はそうになっていない。

#### (2) 憲法29条1項違反

・公的年金制度における既裁定の年金は、金銭授受を受ける権利であることから、憲法29条に規定する財産権であることは明確。

・マクロ経済スライドは、世代間格差の解消のためとする立法目的が不合理であるとともに、長期間にわたって、実質的に年金受給権を侵害し続けることから憲法29条第1項違反である。

#### (3) 国連社会権規約違反

①国連社会権規約9条、同2条1項違反

・年金受給額の実質的価値が下がり続ける制度を導入することは、社会権規約第9条と第2条に違反。

喜田弁護士は9回までの裁判をふりかえるとともに、今後の裁判の争点について言及しました。

とくに国際人権規約締約国の義務として①後退的な措置であるマクロ経済スライドについて、その行為を正当化する理由があるか否か、②提案されている措置および選択肢を検討する際に、影響を受ける集団の真の意味での参加があったか否かなどが問われると説明。世代間を超えた運動の取り組みが大切と話しました。



2017.11.

### 被告(国)の主な主張

#### (1) 憲法25条に関して

老齢基礎年金は、稼得能力の低下にともなう老後の生活を支えるものであるが、憲法25条の定める健康で文化的な最低限度の生活は、社会保険法、社会福祉法その他の社会法制度全体を通じて保障されるべきもので、国民年金法等のみで保障するものではない。「健康で文化的な最低限度の生活」を補償するのは生活保護制度であって、現役時代からの備えと組み合わせて老後生活の安心を確保することを目的とする国民年金制度は、その目的および役割が生活保護制度とは全く異なる。

#### (2) 憲法29条に関して

憲法29条は、私的財産の保障は絶対無制限のものでなく、「財産権の内容は、公共の福祉に適用するよう法律でこれを定める」と規定している。したがって、法律で財産上の権利につき使用、収益、処分の方法に制限を加えることがあっても、それが公共の福祉に適合するものとして基礎づけられている限り当然にならざるべきところである。

#### (3) 国連社会権規約に関して

社会権規約9条は、国が積極的に社会保障政策を推進する政治的責任を負うことを宣明したものであって個人に対し即時に具体的権利を付与すべきことを定めたものではありません。

・社会保障に対する権利に関して後退的な措置は禁じられており、後退させるときは利用可能な最大限の資源の完全な利用がされなければならない。

・マクロ経済スライドは、年金財政の収支を全く考慮することなく、年金積立金の取り崩しもせず、財政維持のための可能な施策を怠り、国庫負担の上限を定めて国庫負担を制限しており、利用可能な資源の完全な利用を全くしていない。



2017.11.21

#### ②日本の人権水準を国際水準に高める先駆的役割

・欧州では、社会保障における「後退禁止の原則」は大きく進んでいる。一度決めた制度を後退させるときには、政府がその正当性を様々な角度から立証し説明しなければならないとする考え方は浸透している。

・私たちの年金裁判で政府や裁判所をヨーロッパの水準に近づける先駆的な役割を果たせるように奮闘しなければならない。

